

第6次 草津市総合計画

第2期 基本計画（案）（2025-2028）概要版



第2期基本計画について

(1)計画の策定にあたって

第6次草津市総合計画では、中長期的な視野のもと総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想において「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を将来に描くまちの姿として掲げています。

第2期基本計画は、基本構想に掲げる将来に描くまちの姿を実現するため、第1期基本計画の計画期間中の社会経済情勢の変化や、草津市自治体基本条例に基づく市政運営の考え方、草津市協働のまちづくり条例に基づくこれまでの協働のまちづくりの流れを踏まえ、市民や各関係団体との連携・協力のもとに策定した計画です。

また、第2期基本計画のうち、方針および施策については、草津市議会における議決(令和〇年〇月〇日)を受けて策定しています。

(2)第2期基本計画の構成内容

■ リーディング・プロジェクト

将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引するために、第2期基本計画期間中に重点的に取り組むリーディング・プロジェクト(重点方針)を示します。

■ 分野別の施策

23の分野で体系的に整理された基本方針ごとに施策展開を図るものです。

なお、施策・事業の推進にあたっては、各部局間での連携のもと、総合行政で取り組みます。

■ 地方創生

まち・ひと・しごと創生法に基づく、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略について示します。

(3)計画期間について

第2期基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、令和7(2025)年度から令和10(2028)年度までの4年間を計画期間とします。

第6次 草津市総合計画	年 度											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
基本構想	構 想 期 間											
基本計画	第 1 期											
			総括評価 計画策定		第 2 期							
							総括評価 計画策定		第 3 期			
											総括評価 計画策定	

(4)協働について

協働とは、共通の目的を実現するために、多様な主体が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、お互いの特性および能力を持ち寄って連携・協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組です。

行政と市民などの役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行うとともに、自分たちの力だけでは解決できない課題については、多様なまちづくりの主体と連携・協力し、住みよいまちを目指します。

第2期基本計画においても引き続き、基本方針ごとに行政と市民などの役割を示し、協働によるまちづくりを進めます。

(5)SDGsについて

SDGsとは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標であり、本市の総合計画に基づく取組と目指すべき方向性は同じです。

総合計画では、SDGsという世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダーとの連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。

第2期基本計画においても引き続き、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。



(6) ウェルビーイングについて

「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念であり、近年では、国際連合や OECD 等の国際機関を中心に、GDP 等の経済指標では捉えられない人々の幸福度や満足度を可視化する試みが活発化しています。

国のデジタル田園都市国家構想においても、「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現に向けて「地域幸福度(Well-Being)指標」の活用が進められています。この「地域幸福度(Well-Being)指標」とは、主観指標と客観指標から市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化し、可視化するもので、国において「地域幸福度(Well-Being)指標」の活用が推奨されており、全国の自治体等において広がりつつあります。

本市においては、市として健幸都市を作り上げていく意志や目指すべき方向性を内外に示すため、平成28年8月に、「草津市健幸都市宣言」を行い、「健幸」を「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と考え、分野横断的な取組を推進してきました。さらに、第6次草津市総合計画基本構想において「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を将来に描くまちの姿として掲げ、誰もが生きがいをもち、健やかに幸せに暮らせるまちづくりを推進しているところです。

このように、本市においては、かねてから、「健幸」に関する取組を推進してきており、また、ウェルビーイングは、第6次草津市総合計画基本構想において、将来に描くまちの姿として掲げている「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」と方向性を同じくするものです。このことから、これまでからの第1期基本計画での取組をより一層発展させるために、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化する「地域幸福度(Well-Being)指標」を活用し、ウェルビーイングの取組状況を把握します。

第2期基本計画では、施策ごとに「地域幸福度(Well-Being)指標」との関係を示す(詳細は巻末の別表のとおり)とともに、毎年度実施する施策ごとの評価において、「地域幸福度(Well-Being)指標」を総合計画の進捗を図るうえでの参考指標とし、市民の「暮らしやすさ」や「幸福感」につながる取組の現在地を踏まえながら、将来ビジョンの実現に向けた取組を推進します。

(7) 行財政マネジメントについて

少子高齢化の進展に伴う多様化・複雑化する課題への対応や義務的経費等の増大により、今後も本市財政は厳しい状況が続くことが見込まれます。

こうした中で、持続可能な市政運営を進めていくためには、規律ある財政運営を行い、市民サービスの向上を図りつつ、将来を見越して事業の選択と集中を行うとともに、最適な職員数の管理を行い、職員の能力を最大限に発揮させ、組織力を向上させていくことが求められます。また、市政運営にあたっては「市民参加」と「情報公開」のもとで高い透明性を確保していかなければなりません。

第2期基本計画においても引き続き、基本目標「未来」への責任に位置付ける「市民から信頼される市政運営」、「職員力の向上」、「行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現」の基本方針のもと行財政マネジメントを行い、各分野の持続可能な取組を推進します。

(8)DX(デジタル・トランスフォーメーション)について

全国的に人口減少、少子高齢化等が進む中、持続可能な地域社会を形成するためには、地域におけるDXを強力に推進することが重要です。行政手続のデジタル化や行政内部のデータ関係等を通じ、市民の利便性向上と業務の効率化を図るとともに、デジタル技術を活用し、医療、保育、交通、観光といった様々な分野における地域課題の解決を図ることの2つの側面からDXを推進し、全国どこでも誰もがデジタル化の恩恵を実感でき、便利で暮らしやすい社会の実現を目指すことが求められています。

また、AI・ロボティクス等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる「Society5.0」の実現に向けた「スマートシティ」への取組が、国内外の各地で広がりつつあります。スマートシティは、市民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を通じてウェルビーイングの向上を図ることが一義的目的で、デジタル技術を活用した行財政マネジメントの高度化、地域が抱える課題の解決や市民ニーズに対応した様々なサービスによって、ウェルビーイングの向上を図る持続可能な都市に向けた取組が求められています。

今なお人口増加傾向にある本市においても、近い将来には少子化と高齢化による人口減少社会を迎え、経営資源(人・物・資金・情報・時間)が大きく制約されると想定されます。本市ではこれまでから、市政運営において、行政のデジタル化・オンライン化を進めてまいりましたが、人口減少社会の到来に向け、情報格差に対応しつつ、デジタル技術を活用した業務効率化を進めることにより行政サービス等の向上につなげるDXの取組を進め、市民の利便性や快適性の向上を目指す必要があります。

このことから、第2期基本計画では、すべての分野を下支えする視点として、「DX推進プロジェクト」を新たにリーディング・プロジェクトに加え、DXの取組を推進します。

(9)予算と連動した計画

本市におけるすべての事業は、原則、いずれかの施策の下位に位置付けており、事業の適切な進捗管理と、総合計画と予算の明確な連動を図っています。

(10)各分野の計画との整合

市の最上位計画である総合計画の方向性に基づき、各分野の計画を作成することにより、総合計画と各分野の計画の整合を図り、将来ビジョンの実現に向けたまちづくりを進めます。

(11)進捗管理および評価について

この計画の進捗管理および評価については、以下のとおりとします。

施策体系	計画の進捗管理および評価	
	毎年度 庁内組織単位の評価・ 予算編成の基礎へ	次期基本計画策定年度 次期基本計画の基礎へ
基本方針	◇ 各基本方針の進捗状況の目安として指標の進捗状況を把握し、公表します。 ◇ 各基本方針の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、公表します。	◇ 計画期間中の成果や課題、市民意識の推移等を把握し、次期基本計画策定に向けた総括評価を行います。
施策	◇ 施策ごとに事業執行面での分析を行い、達成状況や課題を整理します。 ◇ すべての施策について、成果指標を設け、行政の内部管理に基づく施策評価を行い、公表します。 ◇ 「地域幸福度(Well-Being)指標」を、施策の進捗状況を把握するうえでの参考指標として活用します。なお、数値については施策評価とともに公表します。	◇ 計画期間中の評価や環境変化等を踏まえ、施策の構成を再構築します。
事業	◇ 各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に反映します。	◇ 計画期間中の見直し(スクラップ＆ビルド)を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。

リーディング・プロジェクト(重点方針)

将来ビジョン



◆ リーディング・プロジェクト(重点方針)の位置付けと方向性

第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」では、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで生まれる“絆”をつむぐことで、草津市が、ときを重ねても、誰からも愛される“ふるさと”となり、また、住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちを市民とともに創造していくことを目指しています。

第1期基本計画では、将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引する4つのリーディング・プロジェクトを重点方針として位置付け、分野横断的な施策展開を進めました。

将来ビジョンの達成に向けて、これまで進めてきた方向をさらに積み上げていくことが有効と考えることから、第2期基本計画においても、第1期基本計画の4つのリーディング・プロジェクトを継承し、将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引する重点方針として、分野横断的な施策展開を図ります。また、新たに「DX推進プロジェクト」を5つ目のリーディング・プロジェクトとし、すべての分野を下支えする視点とします。

リーディング・プロジェクトの推進にあたっては、第2期基本計画期間中は、統一テーマとして展開するため、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

未来を担う子ども 育成プロジェクト

全国的に少子化が進行しており、対策が必要です。また、子どもや若者は一人ひとりが大切な存在であり、すべての子どもたちが自分らしく幸せを感じながら成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化や高齢出産の増加等により、孤立感や育児不安等を抱く妊婦・子育て家庭も増加しており、子育て家庭の抱える課題也多岐に渡っているなど、子育て支援に関するニーズは一層高まっています。また、現代は将来の予測が困難な時代であり、これから生きる子どもたちには、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく力が求められています。

これらのことから、地域で子どもを守り育てるまちづくりの推進、子育て支援の充実や本市の強みを生かした教育など、子どもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもを育成し、子ども・若者の声や思いを聞きながら、ともに、未来に向けて健幸を創造するまちをつくりまします。

地域の支え合い推進 プロジェクト

コロナ禍を経た価値観の多様化等により、コミュニティの希薄化が一層深刻となっています。人や地域とのつながりがなく「望まない孤独」や「社会的孤立」は、心身の健康面への影響が生じるリスクが高くなることから、人と人とがつながりを持つことが重要です。コミュニティの活性化と発展を図り、地域における支え合いの基盤・つながりを再構築することで、子どもから高齢者まで、また、障害者や外国人、生活に困難を抱える人など、誰もが役割を持ち、時に支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会の実現が求められています。

また併せて、こうしたすべての人が一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、自分らしく生きることができ、能力を発揮して参画・活躍できる社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

これらのことから、地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるなど、お互いを大切にし、支え合い、絆をつむぎながら、誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造するまちをつくりまします。

D X 推 進 プ

今なお人口増加傾向にある本市においても、既に超高齢社会を迎えており、近い将来には人口減少局面を迎え、経営資源の4つのリーディング・プロジェクトをはじめとする総合計画の取組を効果的に推進するためには、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が不可欠です。

このことから、すべての分野において、デジタル化を阻害している規制・制度の見直しや、デジタル技術やデータの活用を促進し、利便性と快適性を享受しながら健幸を創造するまちを目指します。

ふるさと 健幸創造都市 草津

にぎわい・再生プロジェクト

市全体では、人口増加傾向にあります。が、一部の郊外部においては、すでに人口減少が進んでいます。また、まちなかにおいても、将来的な人口減少により、にぎわいや魅力の低下が懸念されます。こうした中、各地域の状況や課題に応じた取組が求められています。

このことから、まちなかでは、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりを進めるとともに、郊外部では、地域の産業や資源等を生かした取組を推進するなど、地域らしさを大切にしたいまちづくりを進めます。また、多様で魅力ある企業の集積を促進することで、若者の市外への流出を防ぎ、市外からの流入増加を図ります。併せて、道路ネットワークの充実を図るとともに、まち全体に公共交通ネットワークを形成し、市内の交通渋滞の緩和を図るなど、まちの魅力を向上させ、市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちをつくります。

暮らしの安全・安心向上プロジェクト

地球温暖化に伴う記録的な猛暑や豪雨災害、大規模地震など、年々災害が激甚化・頻発化し、また、感染症の世界的大流行により生活様式が一変するなど、これまでに経験したことのない事態が発生しています。また、犯罪率や交通事故件数も県内で高い水準となっているなど、市民の暮らしの安全と安心をより強固に守る必要があります。

また、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、地方自治体に期待される役割が大きくなっています。脱炭素・資源循環型社会の構築に向けた継続的な取組など、豊かな自然を守り、次の世代により良い環境を引き継ぐための取組を進めることが重要です。

これらのことから、「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害等に強いまちづくりを進めます。また、自らの地域は自らで守るという意識の醸成や、誰もが安全で快適に生活でき、かつ環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる地域環境文化の醸成を図るなど、市民・行政・関係団体等が一体となった取組を進めることで、暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちをつくります。

プロジェクト

経営資源(人・物・資金・情報・時間)が大きく制約されると想定されます。そのような中、将来ビジョンの実現に向けて、上記(インフラ・人材・資金・情報・時間)の推進が重要です。活用を図ります。その上で、市民の利便性向上や業務効率化を図り、質の高い行政サービスの提供につなげ、すべての人が

分野別の施策

23の分野で体系的に整理された基本方針ごとに施策展開を図るものです。

なお、施策・事業の推進にあたっては、各部局間での連携のもと、総合行政で取り組みます。

基本目標1「こころ」育むまち

1 人権

1-1 人権の尊重

2 男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

3 学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

3-2 学校の教育力の向上

4 生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

4-2 スポーツの充実

5 歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

5-2 文化・芸術の振興

基本目標2「笑顔」輝くまち

6 コミュニティ

6-1 市民自治の確立／6-2 基礎的コミュニティの活性化

6-3 市民公益活動の促進／6-4 多文化共生社会の構築

7 地域福祉

7-1 「地域力」のあるまちづくり

7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8 健康

8-1 市民の健康づくり／8-2 医療保険制度の適正運用

9 子ども・子育て・若者

9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実

9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり

9-4 子ども・若者を支える環境づくり

10 長寿・介護

10-1 いきいきとした高齢社会の実現

10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11 障害福祉

11-1 共に生きる社会の推進

基本目標3「暮らし」支えるまち

12 防災

12-1 自助・共助による防災対策の充実

12-2 災害に強いまちづくり／12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

13-1 暮らしの安心の確保／13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

14-1 良好な環境の保全と創出

14-2 脱炭素社会への転換

14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

15-1 公共交通ネットワークの構築

15-2 交通安全対策の推進

16 道路

16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

17-1水の安定供給／17-2 下水道の安定運営

基本目標4「魅力」あふれるまち

18 農林水産

18-1 農業の振興／18-2 水産業の振興

19 商工観光

19-1 中心市街地の活性化／19-2 商業の振興

19-3 工業の振興／19-4 観光の振興

19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

20-1 都市と住環境の質・魅力向上

20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進

20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

21-1 ガーデンシティの推進

21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

22-1 まちづくり情報の提供の充実

22-2 多様な連携・交流の展開

基本目標5「未来」への責任

23 行財政マネジメント

23-1 市民から信頼される市政運営

23-2 職員力の向上

23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現



基本目標1 「こころ」育むまち

1 人権

■基本方針 1-1 人権の尊重

あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、人権教育・啓発に関する取組の推進や相談体制の充実を図ります。



2 男女共同参画

■基本方針 2-1 男女共同参画社会の構築

男女共同参画についての意識啓発を図り、男女がともに持てる力を発揮し喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の構築を進めます。



3 学校教育

■基本方針 3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

“確かな学力”“豊かな心”“健やかな体”の育成を図るため、各種事業を効果的に展開することにより、子どもの生きる力を育む教育を推進します。



■基本方針 3-2 学校の教育力の向上

学校の教育力の向上を図るため、教職員の資質向上や学校経営の充実、学校施設の計画的な整備等の各種事業を効果的に展開します。



4 生涯学習・スポーツ

■基本方針 4-1 生涯学習の推進

市民が生涯学習を通じて自己実現の機会を得られ、幸せや生きがいを感じながら心豊かな生活を送れるよう、学習情報の提供と学習機会の充実を図り、生涯学習を推進します。



■基本方針 4-2 スポーツの充実

市民が心身ともに楽しく健康で、生きがいを持って生活を送れるよう、スポーツの充実や多様な価値の具現化に取り組み、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。



5 歴史・文化

■基本方針 5-1 文化財の保存と活用



貴重な文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

■基本方針 5-2 文化・芸術の振興



文化の薫り高い“出会い”と“交流”に満ちた活力と魅力にあふれるまちを築くため、誰もが文化に触れることができる機会を充実させるとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組み、文化・芸術の振興を図ります。

基本目標2 「笑顔」輝くまち

6 コミュニティ

■基本方針 6-1 市民自治の確立



市民主体のまちづくりを進めるため、市民・各団体間の幅広い交流を促進することにより、様々な地域や世代の力を合わせるとともに、まちづくり活動の拠点となる施設の積極的な活用を促進します。

■基本方針 6-2 基礎的コミュニティの活性化



持続可能なまちづくりのため、基礎的コミュニティ(町内会や地縁に基づく各種団体)を中心とした顔の見える地域社会の形成を図ります。

■基本方針 6-3 市民公益活動の促進



市民公益活動や各地域のまちづくりを担う団体の活動を促進するため、中間支援組織である(公財)草津市コミュニティ事業団等と連携し、人や団体等のつながりや活動の広がりを支援します。

■基本方針 6-4 多文化共生社会の構築



多様な人材が活躍でき、活気のあるまちづくりを進めるため、草津市国際交流協会等と連携し、国籍や民族などの異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に支え合う多文化共生の推進に努めます。

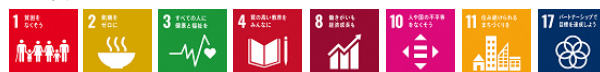
7 地域福祉

■基本方針 7-1 「地域力」のあるまちづくり



地域社会が抱える多様な問題や支援を求める人たちの声に住民自らが気づき、主体的に関係する組織や行政等と協働し、地域資源の有効活用を図りながら、問題解決に向けた方策や地域としての価値を創造していく力を高め、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進します。

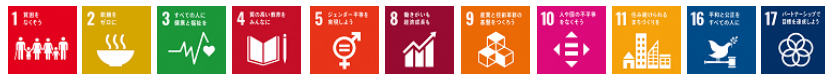
■基本方針 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実



複合的な生活課題を抱える人やひきこもり、生きづらさを感じている人・世帯に対して、生活課題の深刻化を防ぎ自立支援を推進するため、関係機関等と連携した総合的な相談・支援を行います。

8 健康

■基本方針 8-1 市民の健康づくり



“誰もが健康で長生きできるまち草津～健康寿命の延伸と健康格差の縮小～”を実現するため、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防、感染症対策等、切れ目のない健康づくりに取り組むとともに、体とこころの健康を支え守るための社会づくりを推進します。

■基本方針 8-2 医療保険制度の適正運用



国民健康保険制度および後期高齢者医療制度について、国民健康保険の都道府県単位化や高齢化のさらなる進展を踏まえ、市民が安心して医療を利用できるよう安定運営を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ります。また、社会的に弱い立場にある方に対する福祉医療助成を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

9 子ども・子育て・若者

■基本方針 9-1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実



安心して子どもを産み、子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期の不安や悩みに寄り添い、支援が必要な方を早期に把握し、支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。また、医療機関や子育て支援に関する団体との連携を図ることで、より安心して子育てのできる環境を整えるとともに、取組の認識が十分に図られるよう、市民への情報発信を行います。

■基本方針 9-2 就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実



就学前から学童期までの多様な教育・保育ニーズに対応できる子育て環境を確保し、子育て期の保護者が安心して仕事や子育てができるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を育むため、保育士等の人材の確保・育成を推進し、子どもの発達や特性に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

■基本方針 9-3 子ども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり



子育て家庭の育児不安等の解消を図るため、安全で安心できる場を提供し、親子の交流を図る中で相談業務の充実や子育て情報の提供などを行うことで、子育て家庭に対する育児支援を行います。また、子ども・若者が社会で生き抜く力を得るための多様な価値観に接することができる交流の機会を充実させることで、安全・安心にいきいきと過ごし、幸せな状態(ウェルビーイング)につながる場づくりに取り組みます。

■基本方針 9-4 子ども・若者を支える環境づくり



すべての子ども・若者が自立した個人として、社会で生きる力を養い、健やかに成長できるよう、子ども・若者の生きる力の育成と地域とのつながりづくりを支援します。

また、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭への相談・支援の充実を図るとともに、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるほか、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

10 長寿・介護

■基本方針 10-1 いきいきとした高齢社会の実現



いきいきと活躍できる高齢社会の実現のため、健康寿命の延伸に向け、高齢期の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、就労やボランティア活動、コミュニティ活動など高齢者の社会参加を促進する取組を進めます。

■基本方針 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援



高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、介護サービスの充実や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、地域での支え合いの体制づくりに取り組みます。また、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

11 障害福祉

■基本方針 11-1 共に生きる社会の推進



障害のある人もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちを実現するため、障害福祉サービス基盤の充実や社会参加の環境整備とともに、障害と障害のある人への理解促進を図ります。

基本目標3

「暮らし」支えるまち

12 防災

■基本方針 12-1 自助・共助による防災対策の充実

自助・共助による防災対策の充実を図るため、市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な避難行動の周知等を進めます。また、町内会、マンション等の自主防災組織の防災対策を進めます。



■基本方針 12-2 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるため、防災備蓄の整備等、消防・防災体制や、危機管理体制の充実を図ります。



■基本方針 12-3 治水対策の推進

浸水被害の未然防止・軽減のため、河川・排水路・公共下水道雨水幹線の整備を進めるとともに適切な維持管理を行い、治水対策を推進します。



13 生活安心・防犯

■基本方針 13-1 暮らしの安心の確保

暮らしの安心の確保のため、市民生活の様々な不安や悩みを受け止めるとともに、生活衛生の向上のための各種の取組を行います。



■基本方針 13-2 犯罪のないまちづくり

犯罪のないまちづくりを進めるため、犯罪が発生しにくい環境を整える取組として、地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図ります。



14 環境

■基本方針 14-1 良好な環境の保全と創出



環境施策の多面的な広がりやつながりを推進するため、今ある地域資源を保全・活用し、環境の側面だけでなく、環境・経済・社会の統合的な向上を図りながら、自然環境の保全や公害対策等の施策を多様な主体と協働で推進します。また、環境について学び・活動する地域社会づくりを進めます。

■基本方針 14-2 脱炭素社会への転換



脱炭素社会への転換を図るため、市民・団体・事業者とともに省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利活用ならびに気候変動の影響による被害を防止・軽減するための適応策を推進します。

■基本方針 14-3 資源循環型社会の構築



資源循環型社会の構築を図るため、ごみの発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・資源化(リサイクル)を進めます。

15 交通

■基本方針 15-1 公共交通ネットワークの構築



誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健康な交通まちづくりの実現のため、市民(地域)・事業者等・行政が連携・協働し、効率的かつ効果的な利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。

■基本方針 15-2 交通安全対策の推進



交通事故のない安全で安心なまちを形成するため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全教育や啓発、自転車安全安心利用の推進等を充実させるなど、交通安全対策に取り組めます。

16 道路

■基本方針 16-1 安全・安心な道路の整備



広域主要幹線道路から生活道路まで、誰もが安全で快適に移動できる環境を整えるため、交通安全対策やバリアフリー化などの整備を計画的に進めるとともに、橋梁等の道路施設の適切な維持管理に努めます。

17 上下水道

■基本方針 17-1 水の安定供給



安全で安定した水を供給するため、上水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。

■基本方針 17-2 下水道の安定運営



快適な生活環境を保全するため、下水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の運営を図ります。

基本目標4

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

■基本方針 18-1 農業の振興

農地の保全と生産基盤の強化を進め、多様な人材の確保と持続可能で安定的な農業経営の強化を図るとともに、『農』を通じたつながりの拡大により、豊かな市民生活を創造します。



■基本方針 18-2 水産業の振興

漁業環境の保全・確保を図るとともに、漁港や水産を資源とした多面的機能の利活用に努めます。



19 商工観光

■基本方針 19-1 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化のため、居心地が良く、歩きたくなる空間を創出し、官民連携による事業を推進します。



■基本方針 19-2 商業の振興

地域商業を活性化させるため、関係団体と連携して、商業基盤の強化を図ります。



■基本方針 19-3 工業の振興

工業振興を促進するため、立地環境の優位性を生かし、企業の集積を図るとともに、異業種間連携や産学連携を推進します。



■基本方針 19-4 観光の振興

地域観光を活性化させるため、観光事業者、関係機関、関係団体等と連携して、ユネスコ無形文化遺産などの歴史・文化、産業、自然等の観光資源の発掘・磨き上げや魅力の発信などを行います。



■基本方針 19-5 勤労者福祉の向上

勤労者福祉の向上を図るため、行政・事業者等・勤労者がそれぞれの役割を担いながら、ともによりよい労働環境づくりに向けた取組を促進します。



20 都市形成

■基本方針 20-1 都市と住環境の質・魅力向上



人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能な都市構造を実現、維持するため、地域特性に応じた土地利用の誘導や良質な住宅資産の形成を図ることで、都市と住環境の質や魅力を守り、高めます。

■基本方針 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進



都市計画マスタープランに基づく魅力あふれる都市形成を推進するため、JR草津駅・南草津駅周辺のまちなかの魅力向上と併せて、地域の特性と資源を活かした郊外部の地域再生を推進します。

■基本方針 20-3 良好な景観の保全と創出



うるおいと広がりのある自然景観や暮らしの中で育まれた歴史景観の保全と活用、にぎわいと心地よさを感じる都市景観の創出を目指し、市民・事業者と協働の景観まちづくりを進めます。

21 公園・緑地

■基本方針 21-1 ガーデンシティの推進



人々が健幸で、笑顔が行き交う場を創出するガーデンシティを推進するため、多様な市民ニーズを踏まえた公園・緑地の整備・管理を行うとともに、花と緑のある憩いの場づくりを進めます。

■基本方針 21-2 草津川跡地の空間整備



草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場等とするため、多様な市民ニーズを踏まえ、本市の都市価値を高めるための空間整備を行います。

22 情報・交流

■基本方針 22-1 まちづくり情報の提供の充実



まちづくり協議会や市民公益活動団体等の活動が生きるよう、市民間の情報の共有と交流の促進、また、時代に合った行政情報等の提供の充実に努めます。

■基本方針 22-2 多様な連携・交流の展開



産学公民の連携を深め、多様な主体による共創型で地域の課題解決に取り組むとともに、都市間交流を促し、都市の価値の向上ならびに活力があふれるまちづくりに努めます。

基本目標5 「未来」への責任

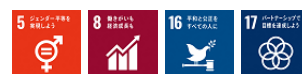
23 行財政マネジメント

■基本方針 23-1 市民から信頼される市政運営



市民から信頼される市政運営を行うため、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政規律を確保し、健全で持続可能な財政運営を維持するとともに、本市が有する行財政資源を適正に管理します。また、積極的な情報提供等による行政の透明性の向上や公正を確保します。

■基本方針 23-2 職員力の向上



市民福祉の向上につなげるため、職員一人ひとりが職務の遂行に必要な能力を高めるとともに、それぞれの職階・職制ごとの役割を果たすことで、組織力を最大限に発揮します。

■基本方針 23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現



将来にわたり持続可能で最適な行政サービスの実現を図るため、行政経営改革や広域連携を進めます。

地方創生について

～デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本市では、今後の人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、将来においても持続可能なまちであることを目指して、草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」)として、平成28年3月に、第1期の総合戦略を策定しました。

第2期の総合戦略は、総合計画が“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”であり、総合計画が目指すまちづくりの方向性が、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨と同じものであることから、令和3年3月に、総合計画(基本計画)と総合戦略を一体的に策定し、進捗管理および評価を実施してきました。

第3期の総合戦略についても同様に、総合計画(基本計画)と総合戦略を一体的に策定し、魅力的で持続可能なまちの実現に向けたまちづくりを進めていきます。

(2) 第3期 総合戦略について

国において、令和4年 12 月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。これはデジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すものです。

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略等を勘案し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされています。策定にあたっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、デジタル技術の浸透・進展等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした「地域ビジョン」(地域が目指すべき理想像)を再構築することが求められています。

本市においては、第2期総合戦略における取組により、市民から「総合的に住みやすいまちである」という評価をいただいております。また、定住につながる「草津市民であることに誇りや愛着を持っている」「これからも草津市に住み続けたい」と思う市民の割合が増加するなど、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせるまちの実現に向けた取組が成果として現れてきており、引き続き、こうした取組を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、本市においては、新たな総合戦略として、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるとともに、総合計画(基本構想)の「将来ビジョン」を「地域ビジョン」として位置付け、総合計画(基本構想)の「まちづくりの基本目標」を戦略目標とし、デジタルの力も活用しながら、地方創生の取組を進めていきます。

